

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	大和高田市 (292028)
地域名 (地域内農業集落名)	野口地区 (野口・出屋敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月9日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域全体が平坦で水稲中心に栽培している。農業者の高齢化が進み、後継者も地域外にあり、今後5年から10年までの維持は期待できるが、それ以降は、所有者個々で対応しなければならない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稲を中心に作付けし、農地の維持を続けられるよう地域内で努力し困難な場合、地域外の農業者も受け入れを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後引き続き農業を行う農地を中心にその周辺地域で効率的に耕作できる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

効率的に耕作できるよう新たに貸し付ける際には地域内で耕作するよう調整し、できない場合は、農地中間管理機構を利用し集積化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域内で耕作者がいない場合、農地中間管理機構活用し、遊休農地化を防ぐ。

(3) 基盤整備事業への取組方針
現状を維持しつつ農地の集積、集約化が進んできた際には、圃場の大型化を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
周辺からの農業者の受け入れや新規就農者の希望がある場合、地域として協力し進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託については、担い手の高齢化、農機具の老朽化等により、今後の活用を考える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全管理を継続していく。